



地域のみなさまと共に

DISCLOSURE 2022



COMMUNITY BANK
宮崎県南部信用組合

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

さて、前年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響により、経済にさらなる影響を与える事態になっています。当組合も地域経済に役立ち、組合経営の安定化を図るために様々な改革を断行しています。このような当組合の現況（令和3年度第40期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

宮崎県南部信用組合は、引き続き地域の皆様のお役にたてる金融機関を目指し、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

宮崎県南部信用組合 理事長 松本 健二



概 況 ・ 組 織

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和3年5月 有限責任外浦信用利用組合事業認可。
- 昭和8年5月 定款変更の認可を受け、保証責任外浦信用販売購買利用組合に改称。
- 昭和25年2月 産業組合法が廃止され、中小企業等協同組合法の規程により名称を外浦信用協同組合に変更。
事務所 南郷町大字湯上87の2。
地 区 南郷町および市木村。
- 昭和42年12月 事務所を南郷町大字湯上170の29に移転。
- 昭和49年7月 名称を外浦信用組合に変更。
- 昭和51年6月 串間市市木に市木支店を設置。
- 昭和53年3月 事務所を南郷町大字中村乙8241-2に移転。
- 昭和57年4月 外浦、串間両信用組合合併。名称を宮崎県南部信用組合とする。
南郷町、串間市、日南市を営業地区とする。
- 昭和60年4月 日南市星倉に日南支店を設置。
- 平成2年9月 北郷町を営業地区に追加。
- 平成20年10月 ホームページ開設
- 平成20年11月 市木支店を廃止、本店へ統合
- 平成21年3月 日南市、南郷町、北郷町が合併し、新名称は日南市となり、同時に本店の住居表示が日南市南郷町中村乙8241-2に変更。
また、営業地区を日南市、串間市の二市に変更。
ICキャッシュカード発行開始。
- 平成23年7月 優先出資発行。
- 平成27年12月 松本健二 理事長就任。
- 平成29年6月 営業エリアを日南市・串間市から宮崎県内全域に拡張。
- 令和元年5月 日南支店リニューアルオープン及び本部を日南支店2階に移転。
- 令和元年8月 本店・串間支店の隔日営業開始。
- 令和元年9月 全店窓口営業時間を15時から16時までに延長。
- 令和3年1月 日南支店を新本店とし、旧本店を南郷出張所、串間支店を串間出張所に名称変更。
- 令和3年11月 串間出張所の窓口業務を本店に統合（串間相談窓口開設）。
- 令和4年6月 本部（6部1室）+営業店を3グループ1室に再編。



事業方針

■基本方針 地域の発展に奉仕します

- ①法令等遵守態勢の推進
- ②顧客保護等管理態勢の推進
- ③リスク管理態勢の強化
- ④自己資本管理態勢の推進
- ⑤経営基盤の強化と健全経営の確保
- ⑥内部管理態勢の強化
- ⑦金融円滑化管理態勢の整備・確立
- ⑧「まち・ひと・しごと創生基本方針」に基づく地方創生の推進

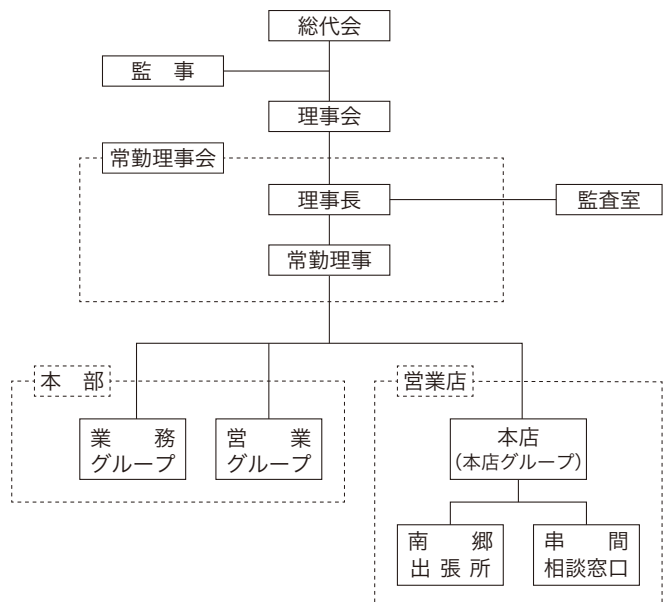
■経営方針 堅実経営に徹します

- ①協同組合理念のもと、法令等を遵守し、健全経営に徹することを基本とし、経営事業活動に真摯に取り組んでまいります。
- ②良質な貸出、預金、サービス等を提供してまいります。
- ③経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ってまいります。

（当組合の経営姿勢と考え方）

信用組合は、中小事業者、生活者の金融の円滑化を使命としていますが、その役割は不変であり、さらに今後は、地域再生をかけた創業・再生支援等に対する役割を最重要視してまいります。

事業の組織



役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

（令和4年6月30日現在）

理事長／松本健二^(※) 理事／本木下良治^(※)
 常勤理事／小口基広^(※) 監事／内村芳成
 常勤理事／黒原勇次 監事／中村省吾
 理事／黒木新一^(※) 員外監事／長松利明
 理事／吉田美代子^(※)

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事5名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

（単位：人）

区分	令和2年度末	令和3年度末
個人	4,644	4,608
法人	228	234
合計	4,872	4,842

令和3年度 経営環境・事業概況

当組合は「地域の発展への奉仕」を基本方針とし、健全性を保ちつつ、金融業務を通じ、地域に適切に資金を提供していくことを目指しております。

令和3年度は、前年度に続き新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の制限により、当組合の取引先企業においても、観光・飲食・小売業を中心に大きな影響を受けております。

また、年度半ばから顕著になった資源・原材料価格の上昇は、ウクライナ情勢の緊迫化に伴い一層の不透明感を高めており、地域経済への影響も懸念されるところです。

こうしたなか、当組合は令和2年度より財務面での黒字転換と収益の安定化を図るべく、融資の増強とコスト構造の見直しを軸とした改善策に2年計画をもって取り組んでまいりました。

施策面においては、エリア特性に応じた融資推進営業を実践してきたほか、令和3年1月に既に本部機能を移転している日南支店の新本店化（母店化）、南郷、串間の店舗を出張所とするなど店舗政策の見直しを行ったことに続き、同年11月に串間出張所の窓口を統合（併せて同出張所に相談窓口を設置）し、業務の効率化と将来の人員構成を見据えた職員の再配置を進めました。

業績面においては、貸出金残高は平成30年7月に営業エリア

を宮崎県全域に拡大したことなどが寄与し、61億円と前年度末比2億8千万円の増加となり、貸出金利息は154百万円と0.7百万円の増収となりました。

また、支出面においてもシステムコストをはじめとする各種経費の削減を大胆に進めたことにより、コア業務純益は19.2百万円と前26.0百万円の増加となり黒字転換・改善が図られ、また、自己資本比率についても6.07%と0.09ポイント上昇し、ひとまず2年間の計画を終えることができました。

令和4年度以降も、新たな2年計画のもと財務基盤の安定性を確保しつつ、地域支援活動を通じ地元経済の活性化・課題解決に積極的に取り組んでいくこととしています。

当組合は、地域信用組合で最小規模の組合であり、小規模であるが故に小回りの効く組合であることの特徴を生かし、組合を取り巻く企業とのマッチング、時代の変化に対応出来る金融商品・金利設計により他金融機関との差別化を図り、地域の中で認められる信用組合として生き残りを図っていきたいと考えております。組合員の皆様方には、より一層のご協力を宜しくお願い申し上げます。

総代会について

総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員4,842人（令和4年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる役割を担っています。

総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出させます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区毎に自ら立候補した方もしくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代立候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を営業店単位に3つに分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は110人以内と定め、地区別の定数は、地区の組合員と総組合員数の按分比により算出しております。（令和4年3月31日現在の組合員総数は4,842人）。



ジャカラングの花と日南海岸

■総代会の決議事項等の議事概要

第41期通常総代会が、令和4年6月24日（木）午後2時00分より、日南市南郷町ホテル丸万で開催されました。

当日は、総代定数110名のうち、出席93名（うち、出席15名、



委任状出席8名、書面議決者70名）のもと、全議案が可決・承認されました。

●報告事項

第40期事業報告の件

●決議事項

- 第1号議案 第40期計算書類承認の件
- 第2号議案 第40期剰余金処分案承認の件
- 第3号議案 第41期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第4号議案 理事及び監事の報酬総額決定の件
- 第5号議案 定款一部変更の件
- 第6号議案 監事の改選の件
- 第7号議案 理事の改選の件

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

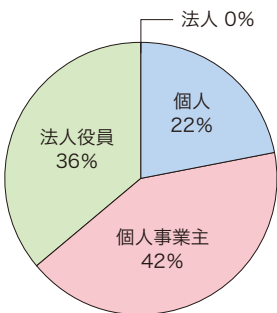
(令和4年6月30日現在)

選挙区	総代定数	総代氏名（敬称略、順不同）																																													
南郷	49名	阿部 洋二⑥	岩下かよ子⑤	河野 和文⑥	阪元 忠徹⑧	福井 忠敏⑥	矢越 祥一⑨	山下 清春⑧	安藤 勝弥◆	河野 賢二⑦	永倉 勲⑤	福山 良平⑦	安竹 博⑧	吉倉 隆一⑦	山口 正信④	岩満ひとみ⑤	河野 憲二⑥	高橋 三二⑦	藤浦 弘⑦	山内 良子⑤	東 修④	舟井 明④	池田 義次⑨	川野 好幸⑥	竹本 政憲⑥	橋本さい子⑧	山口 直嗣◆	米倉 廣敏⑨	神前 信正⑨	桑山 弘昭⑦	田中 恵山⑤	松浦 重文⑤	渡辺 浩希⑦	川崎 勝宜◆	斉藤 齊⑦	平木 俊一⑧	松田謙一郎⑨	山倉 定雄⑦	市元 由孝⑨	坂元 謙一⑨	塚本 又義⑧	福井 清水⑧	森本 克久⑨	山下 秀則◆	時任 昭夫③	細田 尚子③	工藤 義信③
		申間	32名	加藤 裕久◆	代口 修◆	土居 亨⑥	松下 富男⑨	川田 好弘◆	松本 英敏◆	石上 昭夫⑧	喜多 祥一⑤	森 健一郎⑥	金川 正美◆	西谷 辰盛◆	柳田 憲治⑨	江藤穂奈美⑥	黒木 茂樹◆	田中 安孝◆	吉田 巧⑥	江藤 亮一⑦	谷口 共一◆	豊饒 彰彦⑥	海江田 暁⑥	世良田義人◆	津路 博樹◆	本田 正平◆	荒川 公生③	川崎源太郎③	北村 正幸③	税田 義己③	立本 稔③	迫田幸四郎③	西村 武史③	山下 義久③													
				日南	29名	池田 徳浩⑨	中津 良光⑦	河野 典康④	石元 厚⑨	入中 英雄④	深水 洋史◆	坂元まゆみ④	安藤 章吾④	坂本嘉平次⑧	長友 則士④	鬼下 二男⑨	谷脇 逸郎◆	村田 實生⑨	武藤 卓史④	金丸 正一⑥	河野東一郎◆	井上 勝吉④	山下 貴司④	木下 匡巨◆	中津憲太郎⑤	由地 正男⑨	黒木まゆみ③	田中 宏明③	南壽 敏郎③	谷啓 一郎③	福永 博③	本田 清大③	築瀬 敦③														
						合 計																		総代定数 110名	総代数 105名																						

- (注) 1. 氏名・会社名の後に就任回数を記載しております。
 2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております

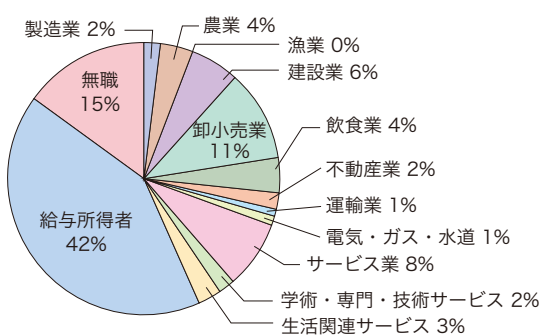
■総代の属性別構成比

●職業別



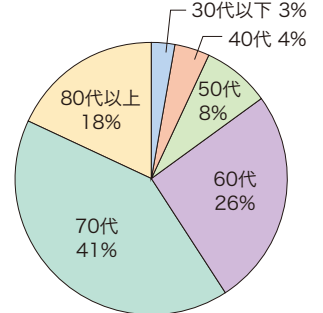
●業種別

※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。



●年代別

(令和4年6月30日現在)



■総代との意見交換会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、令和4年6月24日当組合役職員と総代との意見交換会を開催する予定にしておりましたが、新型コロナウイルス対策として中止とさせていただきました。

■組合員・総代からの主な意見・要望

●利用者満足度アンケート

- ①当組合に対する意見として、
- ◎職員が親切で利用しやすい。店舗も明るく清潔感があるてよい。イベントやサービスも大変良い。
 - ◎前向きで大変親切な方が多く、他の金融機関に比べると満足しています。

- ◎ほかの金融機関にはない、接客の素晴らしさにいつも頭が下がります。
- ◎法人キャッシュカードが他行のATMで利用できると利便性が上がり、さらにいろいろことができるかと思ます。
- ②当組合に対する要望として、
 - ◎インターネットバンキングを導入して欲しい。
 - ◎ATMを宮崎市・都城市に設置してほしい。
 - ◎店舗の営業日を元に戻してほしい。

●苦情・要望等

令和3年度は苦情・要望等についてのお問い合わせはありませんでした。

経 理 ・ 経 営 内 容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和2年度	令和3年度
現 金	309,916	186,674
預 け 金	6,450,241	7,245,162
買 入 手 形	-	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
商 品 国 債	-	-
商 品 地 方 債	-	-
商 品 政 府 保 証 債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有 価 証 券	134,879	134,736
国 債	-	-
地 方 債	-	-
短 期 社 債	-	-
社 債	50,309	50,256
株 式	24,450	24,450
そ の 他 の 証 券	64,120	60,030
貸 出 金	5,820,144	6,107,573
割 引 手 形	-	-
手 形 貸 付	58,550	76,900
証 書 貸 付	5,525,002	5,812,548
当 座 貸 越	236,591	218,124
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 け	-	-
外 国 他 店 貸	-	-
買 入 外 国 為 替	-	-
取 立 外 国 為 替	-	-
そ の 他 資 産	76,216	71,046
未 決 済 為 替 貸	536	782
全 信 組 連 出 資 金	44,100	44,100
前 払 費 用	3,011	3,436
未 収 収 益	12,588	13,966
先物取引差入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
保管有価証券等	-	-
金 融 派 生 商 品	-	-
金融商品等差入担保金	-	-
リ ー ス 投 資 資 産	-	-
そ の 他 の 資 産	15,980	8,760
有 形 固 定 資 産	196,869	190,831
建 物	116,102	112,515
土 地	73,801	73,801
リ ー ス 資 産	-	-
建 設 仮 勘 定	-	-
その他の有形固定資産	6,965	4,514
無 形 固 定 資 産	1,631	1,631
ソ フ ト ウ ェ ア	-	-
の れ ん	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
その他の無形固定資産	1,631	1,631
前 払 年 金 費 用	-	-
繰 延 税 金 資 産	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債 務 保 証 見 返	4,837	4,656
貸 倒 引 当 金	△ 14,511	△ 18,138
(うち個別貸倒引当金)	△ 12,073	△ 13,335
資 産 の 部 合 計	12,980,225	13,924,173

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和2年度	令和3年度
預 金 積 金	9,821,139	8,969,042
当 座 預 金	7,547	16,919
普 通 預 金	3,591,224	3,299,136
貯 蓄 預 金	4,273	5,874
通 知 預 金	50,000	-
定 期 預 金	5,744,492	5,290,637
定 期 積 金	415,064	347,156
そ の 他 の 預 金	8,538	9,318
譲 渡 性 預 金	-	-
借 入 金	2,763,360	4,556,320
借 入 金	-	-
当 座 借 越	2,763,360	4,556,320
再 割 引 手 形	-	-
売 渡 手 形	-	-
コ ー ル マ ネ ー	-	-
売 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマーシャル・ペーパー	-	-
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 り	-	-
外 国 他 店 借	-	-
売 渡 外 国 為 替	-	-
未 払 外 国 為 替	-	-
そ の 他 負 債	10,881	12,525
未 決 済 為 替 借	914	1,395
未 払 費 用	4,769	3,666
給 付 補 填 備 金	364	291
未 払 法 人 税 等	484	614
前 受 収 益	1,814	1,572
払 戻 未 済 金	1,973	4,345
職 員 預 り 金	-	-
先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
借 入 商 品 債 券	-	-
借 入 有 価 証 券	-	-
売 付 商 品 債 券	-	-
売 付 債 券	-	-
金 融 派 生 商 品	-	-
金融商品等受入担保金	-	-
リ ー ス 債 務	-	-
資 産 除 去 債 務	-	-
そ の 他 の 負 債	561	639
賞 与 引 当 金	1,500	1,100
役 員 賞 与 引 当 金	-	-
退 職 給 付 引 当 金	43,882	28,539
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	-
特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	-	-
繰 延 税 金 負 債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-
債 務 保 証	4,837	4,656
負 債 の 部 合 計	12,645,601	13,572,184
(純資産の部)		
出 資 金	221,462	227,783
普 通 出 資 金	121,462	127,783
優 先 出 資 金	100,000	100,000
そ の 他 の 出 資 金	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 剰 余 金	100,000	100,000
資 本 準 備 金	100,000	100,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	13,161	24,206
利 益 準 備 金	15,658	13,161
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,496	11,044
特 別 積 立 金	-	-
(うち特別積立金)	-	-
当 期 未 処 分 剰 余 金	-	-
(又は当期末処理損失金)	△ 2,496	11,044
自 己 優 先 出 資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
組 合 員 勘 定 合 計	334,623	351,989
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-	-
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-	-
純 資 産 の 部 合 計	334,623	351,989
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,980,225	13,924,173

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することがきわめて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年	その他	3年～20年
-----	---------	-----	--------
4. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
5. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
7. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	229,590百万円
差引額	8,987百万円
 - (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日） 0.074%
 - (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円（別途積立金24,753百万円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金3百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって行っております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 11百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 304百万円
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は22百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生

じている貸出金であります。

- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、三月以上延滞債権額は13百万円あります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 16. 破綻先債権額、延滞債権額、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36百万円あります。

なお、13.から16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 17. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
 18. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	4,500百万円
担保資産に対応する債務		4,500百万円
 19. 出資1口当りの純資産額 1,103円00銭
 20. 金融商品に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務、及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部担当部署により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理

当組合は、NBAシステムによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程等により管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会またはALM委員会で決定されたリスク管理の方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 - (ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
 - (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、リスク管理委員会では、事前審査、投資限度額の設定のほか、担当部署によるNBAシステム等によって継続的なモニタリングを行い、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの情報は定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 - (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管

理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれの金利変動期に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は127百万円減少するものと把握しております。

ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は補足できません。イールドカーブの影響を大きく受ける商品の場合不正確になる可能性があります。また、99パーセント変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 ^(*)	7,245	7,250	5
(2) 有価証券 ^(*)	134	134	-
満期保有目的の債券	110	110	-
その他有価証券	-	-	-
(3) 貸出金 ^(*)	6,107		
貸倒引当金 ^(*)	▲18		
	6,089	6,513	424
金融資産計	13,468	13,897	429
(1) 預金積金 ^(*)	8,969	8,969	0
(2) 借入金	4,556	4,556	0
金融負債計	13,525	13,525	0

（*1）預け金、貸出金、および預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(*)	24
組合出資金 ^(*)	44
合 計	69

（*1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和元年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金（全信組連出資金等）については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

22. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	50百万円	50百万円	0百万円
そ の 他	-百万円	-百万円	-百万円
小 計	50百万円	50百万円	0百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	60百万円	60百万円	0百万円
小 計	60百万円	60百万円	0百万円
合 計	110百万円	110百万円	0百万円

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	24百万円	24百万円	-百万円
債 券	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	-百万円	-百万円	-百万円
小 計	24百万円	24百万円	-百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	-百万円	-百万円	-百万円
小 計	-百万円	-百万円	-百万円
合 計	24百万円	24百万円	24百万円

（注1）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

24. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

25. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	60百万円	50百万円	-百万円	-百万円
合 計	60百万円	50百万円	-百万円	-百万円

損益計算書

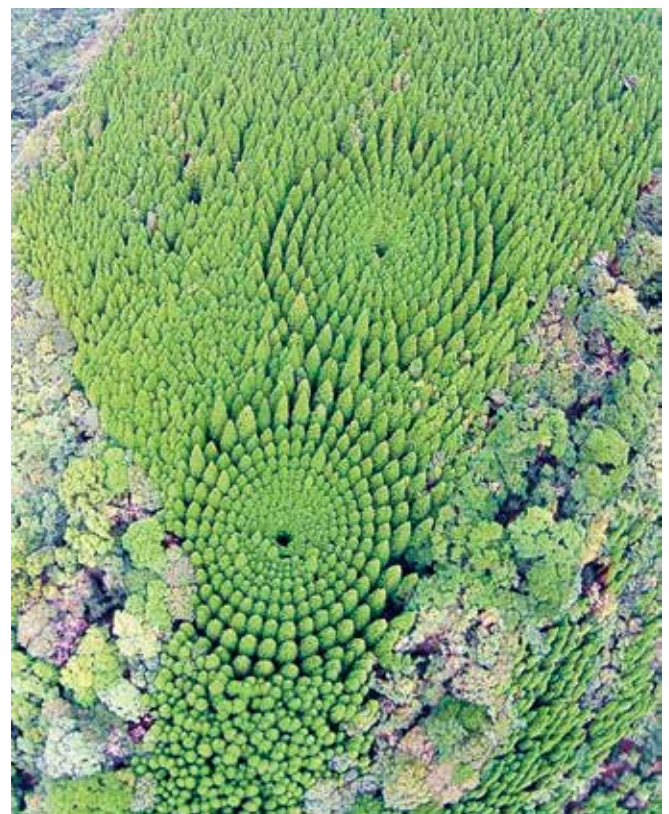
(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
経常収益	184,994	179,759
資金運用収益	162,727	166,765
貸出金利息	153,872	154,639
預け金利息	5,768	7,500
買入手形利息	-	-
コールローン利息	-	-
買現先利息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	1,116	1,140
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	1,969	3,484
役務取引等収益	13,117	8,697
受入為替手数料	2,685	2,252
その他の役務収益	10,431	6,445
その他業務収益	3,877	3,174
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	3,877	3,174
その他経常収益	5,271	1,121
貸倒引当金戻入益	2,336	-
償却債権取立益	2,933	1,121
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	-	-
経常費用	186,604	167,522
資金調達費用	3,586	4,415
預金利息	2,115	1,597
給付補填備金繰入額	166	102
譲渡性預金利息	-	-
借用金利息	-	-
売渡手形利息	-	-
コールマネー利息	-	-
売現先利息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマーシャル・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	1,304	2,715
役務取引等費用	40,508	36,566
支払為替手数料	1,680	1,334
その他の役務費用	38,828	35,232
その他業務費用	-	5,184
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	-	5,184
経費用	142,431	113,177
人件費	81,036	63,547
物件費	59,804	48,091
税金	1,589	1,539
その他経常費用	77	8,176
貸倒引当金繰入額	-	8,102
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	77	74
経常利益(又は経常損失)	△1,609	12,237

科目	令和2年度	令和3年度
特別利益	1	-
固定資産処分益	-	-
負ののれん発生益	-	-
金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	1	-
特別損失	0	168
固定資産処分損	-	167
減損損失	-	-
金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△1,607	12,069
法人税、住民税及び事業税	888	1,024
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	888	1,024
当期純利益(又は当期純損失)	△2,496	11,044
繰越金(当期首残高)	-	-
目的積立金取崩額	-	-
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△2,496	11,044

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益は86円43銭



餌肥杉ミステリーサークル

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	△ 2,496	11,044
積立金取崩額	2,496	0
剰余金処分額	0	2,642
利益準備金	-	1,150
普通出資に対する配当金	-	312
	(年0.00%の割合)	(年0.25%の割合)
優先出資に対する配当金	-	1,180
	(年0.00%の割合)	(年0.59%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	-	-
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	-	-
うち目的積立金	-	-
繰越金(当期末残高)	0	8,401

粗利益

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	162,727	166,765
資金調達費用	3,586	4,415
資金運用収支	159,141	162,350
役員取引等収益	13,117	8,697
役員取引等費用	40,508	36,566
役員取引等収支	△ 27,390	△ 27,869
その他業務収益	3,877	3,174
その他業務費用	-	5,184
その他業務収支	3,877	△ 2,010
業務粗利益	135,627	132,470
業務粗利益率	1.17%	1.01%
業務純益	△ 6,803	16,927
実質業務純益	△ 6,803	19,292
コア業務純益	△ 6,803	19,292

- ① 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 ② 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 ③ 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 ④ コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
人件費	81,036	63,547
報酬給料手当	64,649	50,524
退職給付費用	7,869	5,040
その他	8,518	7,982
物件費	59,804	48,091
事務費	34,353	27,409
固定資産費	11,004	8,444
事業費	3,335	2,750
人事厚生費	790	676
有形固定資産償却	7,430	6,012
無形固定資産償却	-	-
その他	2,889	2,797
税金	1,589	1,539
経費合計	142,431	113,177

役員取引の状況

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
役員取引等収益	13,117	8,697
受入為替手数料	2,685	2,252
その他の受入手数料	10,431	6,435
その他の役員取引等収益	-	10
役員取引等費用	40,508	36,566
支払為替手数料	1,680	1,334
その他の支払手数料	26,925	23,223
その他の役員取引等収益	11,902	12,009

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△ 3,723	4,038
支払利息の増減	449	△ 829

業務純益

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
業務純益	△ 6,803	16,927

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	257,368	182,430	202,527	184,994	179,759
経常利益	3,624	△ 22,547	△ 2,024	△ 1,609	12,237
当期純利益	2,684	△ 23,395	△ 2,910	△ 2,496	11,044
預金積金残高	8,849,860	9,283,726	8,773,250	9,821,139	8,969,042
貸出金残高	4,938,229	5,131,781	5,561,787	5,820,144	6,107,573
有価証券残高	24,580	24,450	84,660	134,879	134,736
総資産額	9,878,113	10,191,669	10,250,479	12,980,225	13,924,173
純資産額	361,665	337,111	334,941	334,623	351,989
自己資本比率(単体)	7.36 %	6.57 %	6.56 %	5.98 %	6.07 %
出資総額	217,846	218,543	219,283	221,462	227,783
出資総口数	117,846 □	118,543 □	119,283 □	121,462 □	127,783 □
出資に対する配当金	235	-	-	-	312
職員数	18 人	18 人	16 人	17 人	15 人

- ① 残高計数は期末日現在のものです。
 ② 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	334,623	350,496
うち、出資金及び資本剰余金の額	321,462	327,783
うち、利益剰余金の額	13,161	24,206
うち、外部流出予定額 (△)	—	△ 1,492
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,437	4,802
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,437	4,802
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	337,061	355,298
コア資本に係る調整項目 (2)		—
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	337,061	355,298
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,362,170	5,581,819
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	267,829	267,077
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	5,630,000	5,848,896
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	5.98%	6.07%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	2年度	11,575 ^{百万円}	162,727 ^{千円}	1.40%	
	3年度	12,989	166,765	1.28	
	うち貸出金	2年度	5,631	153,872	2.73
		3年度	5,998	154,639	2.57
	うち預け金	2年度	5,790	5,768	0.09
		3年度	6,811	7,500	0.11
うち有価証券	2年度	109	1,116	1.01	
	3年度	134	1,140	0.85	
資金調達勘定	2年度	11,688	3,586	0.03	
	3年度	13,096	4,415	0.03	
	うち預金積金	2年度	9,500	2,282	0.02
		3年度	9,487	1,700	0.01
	うち譲渡性預金	2年度	—	—	—
		3年度	—	—	—
うち借入金	2年度	2,187	—	—	
	3年度	3,608	—	—	

注1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2年度22百万円、3年度20百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	△ 0.01	0.09
総資産当期純利益率	△ 0.02	0.08

注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回(a)	1.40	1.28
資金調達原価率(b)	1.24	0.89
総資金利鞘(a-b)	0.16	0.39

有価証券の時価等情報

該当事項なし

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	24	24
組合出資金	44	44
合計	69	69

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	50	50	0	50	50	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	50	50	0	50	50	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	60	60	0	60	60	0
	小計	60	60	0	60	60	0
合計	110	110	0	110	110	0	

注1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

運用目的の金銭の信託

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		令和2年度	令和3年度
預 貸 率	(期 末)	59.26	68.09
	(期 中 平 均)	59.27	63.22
預 証 率	(期 末)	1.37	1.50
	(期 中 平 均)	1.15	1.42

- (注) 1. 預貸率 = 貸出金 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100
 2. 預証率 = 有価証券 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当りの預金残高	3,273,713	4,484,521
1店舗当りの貸出金残高	1,940,048	3,053,786

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当りの預金残高	577,714	498,280
職員1人当りの貸出金残高	342,361	339,309

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,877	3,174
その他業務収益合計	3,877	3,174

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	3,610,573	38.0	3,584,717	37.8
定期性預金	5,889,974	62.0	5,903,021	62.2
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	9,500,547	100.0	9,487,739	100.0

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和2年度末	令和3年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	7,056,560	71.9	6,585,801	73.4
法 人	2,764,579	28.1	2,383,240	26.6
一般法人	1,577,837	16.1	1,262,329	14.0
金融機関	52,766	0.5	3,016	0.0
公 金	1,133,976	11.5	1,117,895	12.5
合 計	9,821,139	100.0	8,969,042	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利定期預金	5,600,822	5,132,986
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	143,670	157,650
合 計	5,744,492	5,290,637

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	155,314	2.8	93,687	1.6
証 書 貸 付	5,220,867	92.7	5,672,039	94.5
当 座 貸 越	254,889	4.5	233,229	3.9
合 計	5,631,071	100.0	5,998,956	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —
地 方 債	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —	— —	— —
短 期 社 債	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	令和2年度末 令和3年度末	— —	— 50,256	50,309 —	— —
株 式	令和2年度末 令和3年度末	24,450 24,450	— —	— —	— —
外 国 証 券	令和2年度末 令和3年度末	— 60,030	60,120 —	— —	— —
そ の 他 の 証 券	令和2年度末 令和3年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	令和2年度末 令和3年度末	24,450 84,480	60,120 50,256	50,309 —	— —

有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	25,098	22.9	50,308	37.3
株 式	24,450	22.2	24,450	18.1
外 国 証 券	60,209	54.9	60,119	44.6
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	109,758	100.0	134,878	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金 積 金	令和2年度	83,139	1.4	—
	令和3年度	80,496	1.3	—
有 価 証 券	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
動 産	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
不 動 産	令和2年度	2,981,431	51.2	—
	令和3年度	3,348,351	54.8	—
そ の 他	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
小 計	令和2年度	3,064,571	52.7	—
	令和3年度	3,428,848	56.1	—
信 用 保 証 協 会・信用保険	令和2年度	149,926	2.6	4,653
	令和3年度	143,208	2.3	4,656
保 証	令和2年度	1,962,275	33.7	454
	令和3年度	1,938,935	31.7	0
信 用	令和2年度	643,371	11.1	—
	令和3年度	596,580	9.7	—
合 計	令和2年度	5,820,144	100.0	5,107
	令和3年度	6,107,573	100.0	4,656

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利貸出	2,040,474	1,925,562
変動金利貸出	3,779,670	4,182,011
合 計	5,820,144	6,107,573

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,018,577	38.3	1,018,283	37.6
住宅ローン	1,639,743	61.7	1,686,765	62.4
合 計	2,658,320	100.0	2,705,048	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,023,858	34.8	1,896,700	31.1
設 備 資 金	3,796,285	65.2	4,210,872	68.9
合 計	5,820,144	100.0	6,107,573	100.0

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和2年度末	令和3年度末
貸 出 金 償 却 額	—	5

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	207,635	3.6	191,274	3.1
農 業、林 業	49,447	0.8	53,366	0.9
漁 業	18,429	0.3	22,120	0.4
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	74,910	1.3	152,842	2.5
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	782,608	13.4	924,088	15.1
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	258,683	4.4	223,927	3.7
金 融 業、保 険 業	44,698	0.8	41,402	0.7
不 動 産 業	691,604	11.9	727,549	11.9
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	2,887	0.0
飲 食 業	97,430	1.7	95,333	1.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	123,599	2.1	116,911	1.9
教 育、学 習 支 援 業	—	—	15,000	0.2
医 療、福 祉	96,965	1.7	89,849	1.5
そ の 他 の サ ー ビ ス	117,529	2.0	100,097	1.6
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	2,563,540	44.0	2,756,652	45.1
国・地 方 公 共 団 体 等	464,397	8.0	391,765	6.4
個 人(住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	2,792,205	48.0	2,959,156	48.5
合 計	5,820,144	100.0	6,107,573	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度末		令和3年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	2,437	△ 1,290	4,802	2,365
個別貸倒引当金	12,073	△ 1,046	13,335	1,262
合 計	14,511	△ 2,336	18,138	3,627

(注) 当組は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。



サンメッセ日南

経営内容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：千円、％）

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	16,815	4,742	12,073	16,815	100.0	100.0	
	令和3年度	10,515	4,742	5,773	10,515	100.0	100.0	
危険債権	令和2年度	0	0	0	0	0.0	0.0	
	令和3年度	11,800	4,238	7,562	11,800	100.0	100.0	
要管理債権	令和2年度	29,790	12,906	184	13,090	43.9	1.1	
	令和3年度	13,974	6,913	145	7,058	50.5	2.1	
	三月以上延滞債権	令和2年度	0	0	0	0	0.0	0.0
		令和3年度	13,974	6,913	145	7,058	50.5	2.1
	貸出条件緩和債権	令和2年度	29,790	12,906	184	13,090	43.9	1.1
		令和3年度	0	0	0	0	0.0	0.0
正常債権	令和2年度	5,785,551						
	令和3年度	6,083,314						
合 計	令和2年度	5,832,156						
	令和3年度	6,119,604						

- ② 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

法令遵守の体制

■法令遵守体制

「コンプライアンス」（法令等遵守）とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布するとともに、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

報酬体系について

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」のみとなっております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会にお

いて、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：千円）

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬	6,378

- ② 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は3名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員（非常勤役員を除く）に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または管理部^(※1)にお申し出ください。

【宮崎県南部信用組合管理部】

電話：0987-27-3005^(※1)

受付日：月曜日～金曜日

(祝日及び組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください^(※2)。

ホームページアドレス：<http://www.m-nanbu.shinkumi.jp/>^(※2)

■紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会 紛争解決センター

・天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

・北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

・久留米センター（電話：0942-30-0144）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください^(※1)。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

(祝日及び協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

リスク管理体制 一定性的事項

■自己資本調達手段の概要

発行主体	宮崎県南部信用組合	宮崎県南部信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	127百万円	200百万円
償還期限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等より構成されております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保てる水準にあると評価しております。

■信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役員職員に理解と遵守を促すことによって信用リスクの管理を徹底しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

●貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。

①株式会社日本格付研究所（JCR）

②S&Pグローバル・レーティング（S&P）

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法に関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については基礎的手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについてはリスク管理委員会において協議・検討を行っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では基礎的手法を採用しております。

■協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余裕は資金運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、リスク管理委員会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	当組合では、NBAシステムを採用し、金利リスクを算出しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- (1) ΔEVEについては、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
- (2) コア預金については、流動性預金額の50%相当額とし、期間を0~5年に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。（金融庁が定める保守的な前提）
- (3) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- (4) ΔEVEの集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。

（単位：百万円）

IRRBB1: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		1	上方パラレルシフト	127	148
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	112	97		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	3	25		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	127	148	0	19
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	355		337	

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。



完熟前のマンゴー



日南海岸

リスク管理体制 ー 定量的事項 ー

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実の状況P.10をご参照ください

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	5,362	214	5,581	223
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	5,358	214	5,577	223
(i) ソブリン向け	5	0	5	0
(ii) 金融機関向け	763	31	640	25
(iii) 法人等向け	1,122	45	1,286	51
(iv) 中小企業等・個人向け	809	32	893	35
(v) 抵当権付住宅ローン	131	5	146	5
(vi) 不動産取得等事業向け	622	25	731	29
(vii) 三月以上延滞等	17	0	22	0
(viii) 出資等	24	1	24	1
出資等のエクスポージャー	24	1	24	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	59	2	56	2
(xi) その他	1,801	72	1,769	70
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	267	11	267	11
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	5,627	225	5,848	233

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉 $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



芋を洗う幸島の猿

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		その他			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	220	201	220	201	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	90	86	90	86	-	-	-	-	4	3
漁 業	24	26	24	26	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	86	164	86	164	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	838	979	788	929	50	50	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	4	4	4	4	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	300	278	300	278	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	6,624	7,419	46	46	60	60	6,518	7,313	-	-
不 動 産 業	694	736	694	736	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	113	112	113	112	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	175	161	175	161	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	15	-	15	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	97	90	97	90	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	179	159	179	159	-	-	-	-	11	14
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	464	392	464	392	-	-	-	-	-	-
個 人	2,552	2,713	2,552	2,713	-	-	-	-	5	0
そ の 他	529	529	-	-	-	-	529	394	-	-
業 種 別 合 計	12,989	13,937	5,832	6,120	110	110	7,047	7,707	20	17
1 年 以 下	4,955	6,646	2,089	1,919	-	60	2,866	4,667	-	-
1 年 超 3 年 以 下	3,645	2,390	1,025	1,030	60	-	2,560	1,360	-	-
3 年 超 5 年 以 下	1,736	2,193	736	993	-	-	1,000	1,200	-	-
5 年 超 7 年 以 下	880	785	830	735	50	50	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	1,029	1,333	1,029	1,333	-	-	-	-	-	-
10 年 超	98	90	98	90	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	646	500	25	20	-	-	621	480	-	-
残 存 期 間 別 合 計	12,989	13,937	5,832	6,120	110	110	7,047	7,707		

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。



都井岬火祭り

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	4	3	-	-	-	-	0	0	3	3	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	7	-	-	0	0	-	7	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	8	8	-	-	-	-	0	0	8	2	-	5
合計	13	12	0	7	0	0	1	1	12	13	0	5

- ① 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 ② 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	774	-	578
10%	-	148	-	7,453
20%	-	6,515	-	0
35%	-	377	-	421
50%	-	-	-	-
75%	-	1,270	-	1,367
100%	-	3,833	-	4,038
150%	-	55	-	58
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
合計	-	12,975	-	13,919

- ① 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 ② エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 ③ コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	123	112				

- ① 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 ② 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

■貸借対照表計上額及び時価等

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	68	—	68	—
合 計	68	—	68	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区 分	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	29,399	25,455
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	29,399	25,455

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

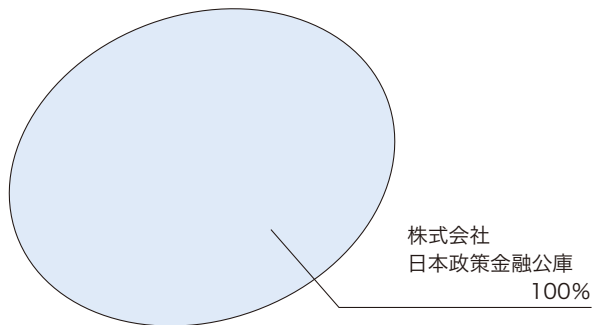
公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

■令和3年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第40期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日

宮崎県南部信用組合
理事長 松本 健二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」等につきましては、会計監査人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

手数料一覧

(令和4年6月30日現在)

種 類		組 合 員	一 般
振 込	窓口利用	同一店内	3万円未満 220円 3万円以上 220円
		他行あて	3万円未満 660円 3万円以上 880円
	ATM利用		同一店内
		他行あて	3万円未満 330円 3万円以上 550円
送金	同一店内		220円
	他行	電信扱	880円
代 金 取 立	同一店内		無料
	他 行	同一交換所における手形	220円
		その他地域	至急扱 880円 普通扱 880円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料		880円
種 類			料 金
当座預金	小切手帳	1冊 (50枚)	660円
	約束手形帳	1冊 (50枚)	880円
自己宛小切手			550円
通帳証書等再発行			1,100円
カード再発行			1,100円
証明書発行手数料	残高証明書	1通	330円
	融資証明書	1通	330円
	その他証明書	1通	1,100円
ATM手数料 (払戻1回につき)	当組合カード	県内信用組合	その他
平日18時まで (土曜14時まで)	無料	110円	110円
平日18時以降 (土曜14時以降)	無料	220円	220円
日曜日・祝日 (出金のみ)	110円	220円	220円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 代理業務
(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

内国為替取扱実績

(単位：千円)

区 分	令和2年度末		令和3年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	3,185	2,138,183	3,071	2,862,495
	他の金融機関から	10,243	2,531,125	10,028	2,000,967
代金取立	他の金融機関向け	26	22,201	16	5,189
	他の金融機関から	68	432,284	51	277,760

当組合の子会社

該当事項なし



堀川運河



鵜戸神宮

しんくみの日週間（9月1日から7日）



美化運動

しんくみピーターパンカード寄付金贈呈式

2021年度上期しんくみピーターパンカード利用代金に係る寄付金を、青少年の健全育成を目的として令和3年9月3日日南市吾田東の「にちなん保育園」（日高道隆園長、96人）に贈呈いたしました。

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供たちとその家族の、こころと身体の健全な育成を支援するカードです。

しんくみピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の0.5%が信組業界の選定したチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付されます（カードご利用者にご負担をかけることはありません）。この寄付金は日本の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動、および子供たちの健全育成活動に、さらに世界の病気の子供たちに役立てられます。



地方創生の取組み（大学との連携）

令和3年11月15日、宮崎産業経営大学において、理事長が寄付講座【信用組合論】の講義を行いました。



SDGsの取組み



自家消費型太陽光発電設備視察（佐賀県）

地域貢献



令和4年2月24日、ガーデンテラス宮崎（宮崎市）において、「任地に惚れよ～業績アップは行動あるのみ～」と題して、上場企業の宮崎県内支社長を対象に講演を行いました。兵庫県警察を経て、兵庫県警察信用組合理事長、宮崎県南部信用組合理事長としての経験を活かした講演となりました。

研修会

信組情報サービス株式会社の協力により、2年間かけて構築した独自の営業支援システム【フェニックスシステム】が2021年4月から本格稼働したことから、女性職員を対象にシステム基本事項の理解と操作習熟を目的に研修会を実施しました。



営業支援システム研修

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、金融業務を通じて地域の人々の豊かな暮らしづくりのお手伝いをしながら、金融サービス向上に努め、さらに、幅広い活動を通じて地域社会に貢献していくことを目指しております。

また、地域中小金融機関として、地域経済の活性化を総合的に図るため、地域情報ネットワークの要として資金供給者としての役割にとどまらず、地域の各方面との連携のなかで、情報面、人材面でも積極的に役割を担っていくこととしており、平成29年7月第一勧業信用組合との地方連携協定を契機として「地産都消」を推進してまいります。

なお、当組合の経営資源を活用し、地域・業域・職域サービスの充実や文化的・社会的貢献及び取引先への支援活動に積極的に取り組んでまいります。

預金を通じた地域貢献

本店（旧日南支店）のリニューアル3周年記念として、組合員様向け「VIP預金」のキャンペーンを行っております。

また、日南市および串間市との連携協力による健康作り応援商品（国民健康保険や後期高齢医療の健診受診者向け）に商品化した“健康サポート定期”「たまるくん」や「てげハッピー」も継続して販売を行い、多くの方にご利用いただいております。



融資を通じた地域貢献

平成30年7月に営業エリアを日南市・串間市から宮崎県内全域に拡張し、新規のお取引先を中心に融資の推進を行い、令和4年3月末迄に10億円を越える融資実行を行いました。加えて地元、日南市・串間市のお客様も500名以上の新規取引を開始いただきました。



取引先への支援状況等

- (1) 要注意先等のランクアップへの取組み
要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や支援によりランクアップへの取組みを行っております。

- (2) 事業再生支援
経営改善支援・事業再生支援への取組み状況については、経営改善支援の必要性のある債務者に対し、コンサルティング機能、情報提供機能等を活用し、財務管理手法や経費節減に助言、指導を行っております。
- (3) 創業・新事業支援
商工会議所、商工会との連携により、創業・新事業支援に関する情報交換、案件発掘等を行い、また、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫との連携強化を図り、支援強化に努めております。
- (4) 事業承継支援
「宮崎県事業承継ネットワーク」に参画し、商工団体等と連携し事業承継に係る取組みを行っております。
また、事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI（トランビ）」を運営する株式会社トランビと業務提携し、取引先企業への事業承継支援サービスの提供を行っております。

地域・業域・職域サービスの充実

当組合では、次のような取引先のニーズに応じた活動を行っております。

- (1) 顧客の組織化とその活動状況
当組合の取引先と「日南・串間地域活性化プロジェクト会議」を平成29年9月に立ち上げ、ビジネスマッチングや地域経済活性化に関する意見交換会を開催しております。
- (2) 情報提供活動
当組合では、組合員間のビジネスマッチングはもとより、全国信用組合中央協会・全国信用協同組合連合会・第一勧業信用組合を通じた地域情報の積極的な発信を行っております。
- (3) 職域提携
当組合では、平成27年度から職域提携企業との間で覚書を締結し、従業員向け優遇金利預金商品並びに融資商品の提供をさせていただいております。
- (4) 地方公共団体との包括的連携協定
当組合では、平成28年1月日南市との間で地方創生に係る「包括的連携協定」を締結、平成28年5月串間市との間で地方創生に係る「包括的連携協定」を締結し、地方公共団体と連携して地域の課題解決のための取組みを行っております。第一弾として両市に金利優遇「健診サポート定期預金」を提供させていただいております。

文化的・社会的貢献に関する活動

当組合では、次のような文化的・社会的貢献に関する行動を行っております。

- (1) 商工会議所、商工会、商工団体、NPO法人等の行事に参加し、協賛しております。
- (2) 福祉施設等の行事に参加しております。
- (3) 幼稚園、小・中学校の行事に参加しております。
- (4) 清掃活動を通じ、環境の保全・美化に努めております。
- (5) 献血運動に参加しております。
- (6) 環境問題への取組みの一環として、クールビズ、その他の省エネルギー対策等を実施しております。
- (7) しんくみピーターパンカード利用代金等に係る寄付金を青少年の健全育成を目的に贈呈しています。
- (8) 地域防災の要である消防団員に対して専用ローン「まもるくん」を提供しております。
- (9) 各店舗の地区や市の行事に参加しております。

企業の社会的責任 (CSR) について

信用組合は中小規模の事業を行うものおよび勤労者などの組合員の預金を受け入れ、あるいは必要な資金を供給することなどにより、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的としており、当組合は金融機関として、重い公共的使命が課されていることを認識し、役職員は次の通り行動いたします。

- ▶信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。
- ▶地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献いたします。
- ▶あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとるこ

とのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

- ▶経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
- ▶職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保いたします。
- ▶資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
- ▶信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組みます。
- ▶社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底いたします。

地域密着型金融の取組み状況

地域活性化につながる多様なサービスの提供

■文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

- ◎平成30年4月事業性評価の取組みとして企業と役員による「ワイガヤ会」を立ち上げ、令和3年度は1先の事業性評価を実施しました。
- ◎令和3年7月日南市議会議員と「地域活性化」のための意見交換会を行いました。
- ◎2021年度上期しんくみピーターパンカード利用代金に係る寄付金を、青少年の健全育成を目的として令和3年9月3日「社会福祉法人敬慈福祉会にちなん保育園」（日高道隆園長、96名）に贈呈いたしました。

■地域貢献に資する預金・融資商品の提供

- ◎令和4年2月、本店リニューアル3周年記念預金「VIP預金」の取扱を開始致しました。
- ◎令和3年6月、串間出張所のお客さま向け定期預金「みらい預金」を販売致しました。

- ◎令和2年11月、独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する覚書を締結致しました。
- ◎令和2年10月より安心サービス随時払い型カードローン「おまもりくん」を発売しました。
- ◎令和元年11月より日本政策金融公庫との協調融資商品「ベスト！スクラム」を販売しております。
- ◎令和元年8月より宮崎県林業・木材産業改善資金の利用が可能となりました。
- ◎令和元年5月より農林漁業信用基金（林業信用保証）の利用が可能となりました。
- ◎「日南・串間地域経済活き活きプロジェクト」企業に対して「NKプロジェクトローン」を提供しております。
- ◎日南市との「包括的連携協定」に基づく健診サポート定期預金「たまるくん」の販売しております。
- ◎串間市との「包括的連携協定」に基づく健診サポート定期預金「てげハッピー」を販売しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)				経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)				
33	20	0	19	3	60.6	0.0	15.0

1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
2. 期初債務者数は令和3年4月当初の債務者数です。
3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
4. 「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で途中で完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。
5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

- ◎お客様の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めて参ります。
- ◎お客様からの融資に関するご相談や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱える問題・課題を十分把握した上で、その解決に向けて努力して参ります。
- ◎コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれのお客様の問

題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援して参ります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

金融円滑化法による組織体制を継承し、中小企業支援に向けた態勢整備を図っております。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

「中小企業の経営支援に関する連携協力協定」・「宮崎県中小企業経営支援会議（みやざき経営アシスト）」・「宮崎県事業承継ネットワーク」への参画、「みやざき事業再生ファンド」の組成など、中小企業の経営支援に向けた取組みを行っております。

- 創業・新規事業開拓の支援
実績はありません。
- 成長段階における支援
実績はありません。
- 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
経営改善計画書策定に係る支援を3先実施しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経

営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

地域の活性化に関する取組み状況

- ◎令和3.7 優良顧客に対して保証会社を付保しない個人ローン「すーぱーローンII」を発売いたしました。
- ◎令和3.7 日南市議会議員との意見交換会を開催いたしました。
- ◎令和3.10 株式会社ハウスプロデュースとPPA（自家消費型太陽光発電）に関する業務委託契約を締結いたしました。
- ◎令和4.1 取引先企業との事業見直しのための意見交換会「ワイガヤ会」を開催いたしました。
- ◎令和4.2 宮崎県よろず支援拠点と連携して経営改善支援に取り組みました。
- ◎令和4.3 本店リニューアル3周年記念「VIP定期預金」を発売いたしました。

店舗一覧（事務所の名称・所在地）（自動機器設置状況）（令和4年6月30日現在）

店名	住所	電話	ATM
本店	〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16	0987-24-0205	1台
南郷出張所	〒889-3204 宮崎県日南市南郷町中村乙8241-2	0987-64-0204	1台
本部	〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16	0987-27-3005	0台

店外CD・ATM

店名	住所	ATM
本店 （申間相談所）	〒888-0001 宮崎県申間市大字西方5624	1台

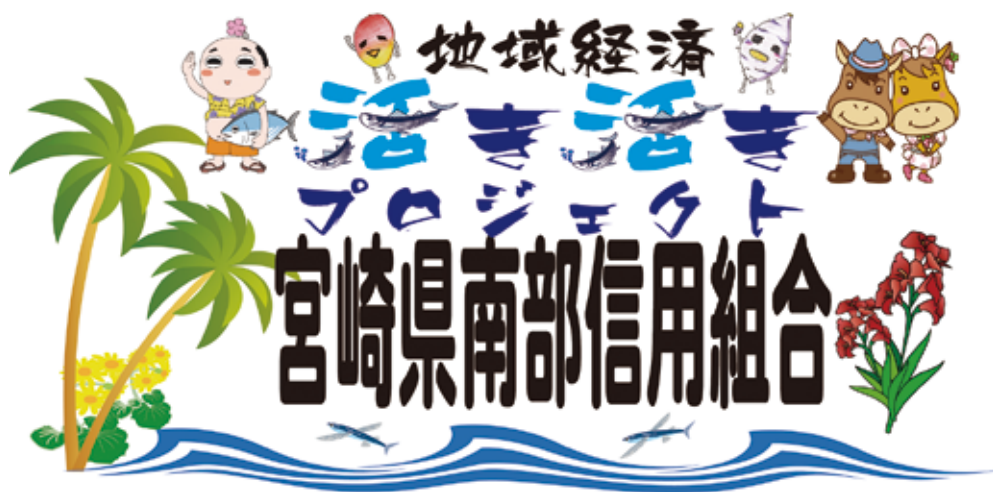
地区一覧

宮崎県内一円

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

ごあいさつ	2	29. 役員取引の状況	9	【財産の状況】
【概況・組織】		30. その他業務収益の内訳	12	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分損失金処理計算書*
1. 事業方針	2	31. 経費の内訳	9	58. 協金法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況*
2. 事業の組織*	2	32. 総資産経常利益率*	11	59. 自己資本充実の状況（自己資本比率明細）*
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）*	3	33. 総資産当期純利益率*	11	60. 有価証券、金銭の信託等の評価*
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）*	27	【預金に関する指標】		61. 外貨建資産残高
5. 自動機器設置状況	27	34. 預金種目別平均残高*	13	62. オフバランス取引の状況
6. 地区一覧	27	35. 預金者別預金残高	13	63. 先物取引の時価情報
7. 組合員数	3	36. 財形貯蓄残高	13	64. オプション取引の時価情報
8. 子会社の状況	22	37. 職員1人当り預金残高	12	65. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）*
【主要事業内容】		38. 1店舗当り預金残高	12	66. 貸出金償却の額*
9. 主要な事業の内容*	22	39. 定期預金種類別残高*	13	67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	【貸出金等に関する指標】		68. 会計監査人による監査*
【業務に関する事項】		40. 貸出金種類別平均残高*	13	【その他の業務】
11. 事業の概況*	3	41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	13	69. 内国為替取扱実績
12. 経常収益*	9	42. 貸出金金利区分別残高*	14	70. 外国為替取扱実績
13. 業務純益	9	43. 貸出金使途別残高*	14	71. 公共債空販実績
14. 経常利益（損失）*	9	44. 貸出金業種別残高・構成比*	14	72. 公共債引受額
15. 当期純利益（損失）*	9	45. 預貸率（期末・期中平均）*	12	73. 手数料一覧
16. 出資総額、出資総口数*	9	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	14	【その他】
17. 純資産額*	9	47. 代理貸付残高の内訳	21	74. トピックス
18. 総資産額*	9	48. 職員1人当り貸出金残高	12	75. 当組合の考え方
19. 預金積金残高*	9.13	49. 1店舗当り貸出金残高	12	76. 沿革・歩み
20. 貸出金残高*	9.13.14	【有価証券に関する指標】		77. 継続企業の前提の重要な疑義*
21. 有価証券残高*	9.13	50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	78. 総代会について**
22. 単体自己資本比率*	9.10	51. 有価証券の種類別平均残高*	13	79. 報酬体系について**
23. 出資配当金*	9	52. 有価証券種類別残存期間別残高*	13	【地域貢献に関する事項】
24. 職員数*	9	53. 預証率（期末・期中平均）*	12	80. 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）**
【主要業務に関する指標】		【経営管理体制に関する事項】		81. 地域密着型金融の取組み状況**
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	9	54. 法令遵守の体制*	15	82. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支*	9	55. リスク管理体制*	16.17.18	83. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**
27. 資金運用助定・資金調達助定の平均残高、利息、利回り、資金利率*	11	資料編	19.20	
28. 受取利息、支払利息の増減*	9	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	16	



Shinkumi Bank



しんくみ

ちかくにいるから、
チカラになれる。

宮崎県南部信用組合

〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16
TEL: 0987-24-0205 FAX: 0987-24-0233

【本部】

〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16
TEL: 0987-27-3005 FAX: 0987-27-3065

ホームページ: <http://www.m-nanbu.shinkumi.jp/>